

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成23年3月24日(2011.3.24)

【公表番号】特表2010-519353(P2010-519353A)

【公表日】平成22年6月3日(2010.6.3)

【年通号数】公開・登録公報2010-022

【出願番号】特願2009-550147(P2009-550147)

【国際特許分類】

C 0 9 D 11/16 (2006.01)

B 4 3 K 8/02 (2006.01)

B 4 3 K 7/00 (2006.01)

【F I】

C 0 9 D 11/16

B 4 3 K 8/02 F

B 4 3 K 7/00

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月2日(2011.2.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

連続相及び不連続相を有するエマルション含有インク組成物であって、

前記連続相が着色剤と水及び極性溶剤の内の少なくとも一方とを含み；

前記不連続相がインク組成物中に水中油エマルションとして乳化した潤滑剤とインク組成物中に水中油エマルションとして乳化した油顔料分散液、非極性溶剤顔料分散液又は染料溶液とを含む；

前記インク組成物。

【請求項2】

前記連続相が少なくとも1種の染料又は少なくとも1種の顔料を含む、請求項1に記載のインク組成物。

【請求項3】

前記連続相がポリマーをさらに含む、請求項1に記載のインク組成物。

【請求項4】

請求項1に記載のインク組成物を含有する筆記用具。

【請求項5】

ローラーボールペン、ゲルペン及びボールポイントペンより成る群から選択されるマーク又はボールペンである、請求項4に記載の筆記用具。

【請求項6】

ボールポイントペンであり、前記インク組成物の粘度が約750cP超である、請求項5に記載の筆記用具。

【請求項7】

連続相及び不連続相を有するエマルション含有インク組成物であって、

前記連続相が溶剤を含み；

前記不連続相がインク組成物中に水中油エマルション又は油中水エマルションとして乳化した顔料分散液を含む；

前記インク組成物。

【請求項 8】

前記連続相がポリマーをさらに含む、請求項 7 に記載のインク組成物。

【請求項 9】

前記連続相の溶剤が水及び極性溶剤の内の少なくとも一方を含み、前記不連続相の顔料分散液が油顔料分散液又は非極性溶剤顔料分散液を含み且つこの油顔料分散液又は非極性溶剤顔料分散液がインク組成物中に水中油エマルションとして乳化した、請求項 7 に記載のインク組成物。

【請求項 10】

前記不連続相がインク組成物中に水中油エマルション又は油中水エマルションとして乳化した染料をさらに含む、請求項 7 に記載のインク組成物。

【請求項 11】

前記連続相が着色剤をさらに含む、請求項 7 に記載のインク組成物。

【請求項 12】

前記連続相の溶剤が非極性の溶剤を含み、前記不連続相の顔料分散液が水性顔料分散液を含み且つこの水性顔料分散液がインク組成物中に油中水エマルションとして乳化した、請求項 7 に記載のインク組成物。

【請求項 13】

請求項 7 に記載のインク組成物を含有する筆記用具。

【請求項 14】

ローラーボールペン、ゲルペン及びボールポイントペンより成る群から選択されるマーカー又はボールペンである、請求項 13 に記載の筆記用具。

【請求項 15】

ボールポイントペンであり、前記インク組成物の粘度が約 750 cP 超である、請求項 14 に記載の筆記用具。

【請求項 16】

マーカーであり、前記インク組成物が 40 cP 未満の粘度を有する、請求項 14 に記載の筆記用具。

【請求項 17】

2 つの連続相を有するエマルション含有インク組成物であって、

第 1 の連続相が油又は非極性溶剤を含み；

第 2 の連続相が水又は極性溶剤を含み；

第 1 の連続相及び第 2 の連続相の内の少なくとも一方が染料及び顔料分散液の内の少なくとも一方を含む、前記インク組成物。

【請求項 18】

第 1 の連続相及び第 2 の連続相の内の少なくとも一方がポリマーを含む、請求項 17 に記載のインク組成物。

【請求項 19】

請求項 17 に記載のインク組成物を含有する筆記用具。